

平成13年 労働者災害補償保険法

〔問 1〕 通勤災害に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 通勤とは、労働者が就業に関し、住居と就業の場所との間を合理的な経路及び方法により往復すること(業務の性質を有するものを除く。)をいう。
- B 通勤災害とは、通勤に通常伴う危険が具体化して生じた負傷、疾病、障害又は死亡をいう。
- C 通勤による疾病は、厚生労働省令で定めるものに限られる。
- D 通勤による疾病は、通勤による負傷に起因することの明らかな疾病に限られる。
- E 通勤の途中、理美容のため理髪店又は美容院に立ち寄る行為は、特段の事情が認められる場合を除き、日常生活上必要な行為とみることができ、その後合理的な経路に復した後は通勤と認められる。